

2026年度診療報酬改定 個別点数決まる ベースアップ評価料算定の有無が収支に大きく影響

文責：長崎県保険医協会（電話095-825-3829）

中医協は2/13の総会で改定案を了承し、厚労大臣に答申しました。今後は3月上旬に留意事項及び施設基準通知などが発出され、全貌が明らかになります。協会ホームページ(トップ)の特設サイト(右記のQRコード又は<https://x.gd/nrlsg>)には、医科・歯科点数表・個別改定項目・療養担当規則をアップしていますのでご利用ください。



【6月改定の主な内容】

（改定の概要）

歯科診療報酬において、本体の改定率は0.31%。

施設基準の届出如何で差別化がより明確に。少なくとも、ベースアップ評価料などの設備投資を伴わないような施設基準については届出を。

注「→」は施設基準ありの点数

（初・再診料）

- ・初診料 診療所、病院とも +5点267点→272点
- ・再診料 診療所、病院とも +1点
- ・物価対応料(新設、初診時3点、再診時1点)

※物価対応料は、医科では訪問診療時にもありますが、歯科では無し。

（ベースアップ評価料）

- ベースアップ評価料Ⅰ(初診時10点→21点、再診時2点→4点、訪問診療時)
 - 歯科技工所ベースアップ支援料(新設、1装置につき15点)
- ※上記2つは、2027年6月から点数がさらに倍になります。

（医学管理料）

- ・歯科疾患管理料(100点→90点。ただし、初診月の減算は撤廃)
- ・口腔機能管理料および小児口腔機能管理料
- ・60点1区分から、90点または50点の2区分へ

（有床義歯）

- ・義管の算定が「装置ごと」となり、歯リハ(1)と同日算定可
- ・義歯の管理は、多数歯・少数歯の2区分から、総義歯・局部床義歯の2区分へ

（歯周治療）

- ・SPTとP重防は、歯周病継続支援料に統合
- ・20歯以上の場合は旧SPTの点数(350点)
- ・20歯未満・10歯未満の場合は旧P重防に近い点数(200点、170点)

（歯冠修復・ブリッジ）

- ・CAD/CAM冠材料(Ⅲ)の複雑だった大臼歯要件は撤廃
- 光学印象はCAD/CAM冠の場合も可に。点数も100点→150点
- ・義歯のクラスプ等ではコバルトクロム合金を使用するものとし、金パラを使用する場合は、その理由を「カルテに記載する」扱いに。